

後期高齢者医療制度等の見直しを求める意見書

医療制度改革は、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」「医療費適正化の総合的な推進」「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を基本的考え方として行われたところであるが、平成20年4月の後期高齢者医療制度等の実施を前に、高齢者の不安が高まっている。

その中で、70歳から74歳までの方の窓口負担が、1割から2割に上がることは、高齢者の病院離れを引き起こし、疾病の早期発見・早期治療を妨げて重症化させ、かえって医療費増大を招くことにつながるとの懸念の声もある。

また、これまで保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者であった方を含め、75歳以上の全ての高齢者から後期高齢者医療の保険料の徴収が行われることとなっており、負担増を心配する方も多い。

よって、国においては、高齢者のおかれている状況に十分配慮のうえ、不安をなくし、安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療制度等において、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 70歳から74歳までの窓口負担増及び75歳以上の新たな後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者であった方からの保険料徴収は凍結すること。

また、それに伴う財源は国が確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月16日

徳島県議会議長 北 島 勝 也